

山形地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

山形労働局一般公示第 51 号

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令(昭和 34 年政令第 163 号)第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、山形県最低賃金の改正決定に係る専門部会委員を任命したいので、山形県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)は、下記「山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 7 月 14 日

山形労働局長 島 田 博 和

記

山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)第 2 条に規定する労働組合であって、山形労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、山形労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 7 月 28 日(火)

(3) 推薦書の提出先

山形労働局労働基準部賃金室(山形市香澄町三丁目 2 番 1 号 山交ビル 3 階)

山形労働局長 殿

令和 年 月 日

(推薦団体)
所在地.....

団体名.....

代表者職氏名.....

山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会{労働者代表／使用者代表}委員の候補者として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職（所属企業・団体の名称、役職名）	備 考

内 諾 書

山形労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。